

## 令和5年第6回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和5年4月21日（金）  
午後4時00分～午後4時16分
- 2 ところ 教育委員室
- 3 出席委員  
石塚教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 要覚教育委員 梅田教育委員
- 4 説明員  
村上教育部長 杉本学務課長 原田おいしい給食推進室長 置田生涯学習課長  
佐藤学務課長補佐 高橋学務課主幹 大沼生涯学習課長補佐  
大津学校教育係長
- 5 開会  
高橋委員を署名委員に指名  
会期を1日と決定
- 6 議件名

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| 議案第11号 | 美唄市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の件             |
| 議案第12号 | 美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件   |
| 議案第13号 | 美唄市指定文化財指定の件                           |
| その他1   | 美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の一部改正について |

## 概要記録

16:00

- 石塚教育長 ただいまから、令和5年第6回美唄市教育委員会議を開会します。順序第1会議録署名委員に高橋委員を指名します。次に、順序第2 会期の設定につきましては、本日、一日とします。次に順序第3 教育長報告行事予定について、事務局から説明をお願いします。
- 村上教育部長 はじめに説明員の欠席について、ご報告申し上げます。島指導室長につきましては、本日、都合により欠席させていただきます。それでは、3月27日第5回教育委員会議以降の教育長報告についてご報告を申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事予定説明（添付資料 別紙2）

- 石塚教育長 教育長報告、行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 なければ、次に移ります。順序第4 議案第11号 美唄市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 杉本学務課長 議案第11号「美唄市教育委員会事務局組織に関する規則」の一部改正の件についてご説明いたします。令和5年4月1日発令による組織体制の改編により、「美唄市教育委員会事務局組織に関する規則」の一部を次のとおり改正するものです。概要につきましては、生涯学習課参事の職名がなくなったことにより、第3条第1号中、「参事」及び関係する条項を削り、以降の条項を繰り上げるもので、令和5年4月1日から施行するものです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。私からは以上です。
- 石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第11号 美唄市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の件について、原案どおり可決いたします。
- 石塚教育長 次に、議案第12号 美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 杉本学務課長 議案第12号「美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則」の全部改正の件についてご説明いたします。これまでの「美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則」の全部を改正するものです。概要につきましては、デジタル社会の進展に伴い、令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この中で、個人情報の保護に関する法律いわゆる「個人情報保護法」が改正されました。これまで、個人情報保護制度は、国の

行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体において、異なる法律や条例が適用されておりましたが、この改正により、個人情報の保護に関する法律が、個人情報保護法に統一され、この同一の法のもとで、個人情報保護制度を運用していくこととなります。このため、本市においても、個人情報保護法が適用となり、法の施行に際し、必要となる事項を定めた、「美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「美唄市個人情報の保護に関する法律施行細則」が施行されることから、「美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則」の全部を改正し、「美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」を制定し、令和5年4月1日から施行するものです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。私からは以上です。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第12号 美唄市教育委員会の所管に係る美唄市個人情報保護条例施行規則の全部改正の件について、原案通り可決いたします。

●石塚教育長 次に、議案第13号 美唄市指定文化財指定の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

●置田生涯学習課長 私の方から、議案第13号美唄市指定文化財指定の件についてご説明いたします。美唄市文化財保護条例第6条の規定により、美唄市指定文化財に指定したいので、次のとおり付議するものです。指定番号につきましては、美唄市指定文化財第13号、名称は、人民裁判事件記録画、種別は有形文化財、所有者は美唄市です。所在地は、美唄市南美唄町西町で、美唄市コミュニティセンター内に収蔵してございます。指定年月日につきましては、本日、令和5年4月21日です。概要につきましては、本件は昭和25年4月25日、三菱美唄美術サークルの白田良夫氏、前田常男氏、鷺見哲彦氏、平山康勝氏、坪川光男氏の5名が共同で、昭和21年2月17日に起こった、いわゆる人民裁判の様子を描いた油絵でございます。この油絵は、昭和25年7月に東京都立美術館で開催されました朝日新聞社主催の「第4回全国職場美術展」に出品、同年11月の「第4回北海道炭鉱絵画展」にて、北海道炭労賞、北海道知事賞、北海道鉱業連盟賞を受賞したほか、各地の展覧会でも公開されております。その後、美唄炭礦労働組合が所有し、三菱美唄炭鉱の閉山後に全北海道労働組合協議会、北海道平和運動フォーラムに移管、平成13年12月に市に寄贈され、現在に至っております。題材の人民裁判事件は、昭和20年12月に始まった三菱美唄炭鉱の賃金改定や出勤手当の存続などに関する労働争議で労使交渉が難航し、年が明けても妥結せず、昭和21年2月17日の午後6時から翌日、同年2月19日、午前6時頃までの約36時間に及ぶ大衆交渉の末、会社側が要求をのみ、労働者側の勝利となっております。同年3月5日に会社側が訴訟を起こし、労働者側の交渉を指導した5人が執行猶予付きの有罪判決を受けたことで、全国的に知られることとなりました。次のページには、美唄市文化財保護委員会からの答申となっており、次のページの2の結論につきましては、文化財保護委員会で審議した結果、この絵画は第二次世界大戦の終戦直後の混乱期にあって、美唄の炭鉱会社と労働組合との労使交渉の様子を描いた唯一の絵画で、描

いた題材、時代背景、制作者が炭鉱地域の美術サークルであることなどを総合的に勘案し、美唄の歴史を伝えることができる非常に貴重な絵画であると考えます。

このため、ここに文化財保護啓蒙思想の理念に基づき、文化財に指定し、保護保存することが必要であると、答申をいただいております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。私からは以上です。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。議案第13号 美唄市指定文化財指定の件について、ご異議ございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第13号 美唄市指定文化財指定の件については、原案どおり可決いたします。

●石塚教育長 次に、その他1としまして、美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の一部改正の件を議題とします。事務局からお願いします。

●杉本学務課長 その他1 美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の一部改正の件についてご説明いたします。令和5年4月1日発令による組織体制の改編により、美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の生涯学習課参事（施設管理担当）に係る規定の一部を改正するものです。概要につきましては、美唄市教育委員会事務局庶務規程については、第1条の表中の「生涯学習課参（施設管理担当）」、（1）生涯学習関連計画に関すること（2）生涯学習施設の管理に関すること」を削るとともに、別表中の教育部長の決裁事項などを改めるものです。次に、美唄市教育委員会財務規程につきましては、第5条中の表中である、教育部長の決裁事項及び生涯学習課長の決裁事項の欄を改めるものです。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、その他1 美唄市教育委員会事務局処務規程及び美唄市教育委員会財務規程の一部改正の件については、終わります。

●石塚教育長 以上で、本日の議事については終了しましたが、他に何かございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 では、これをもちまして、令和5年第6回美唄市教育委員会議を閉会いたします。

16:16 終了

以上会議顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 高橋 泰浄